

# 制限等の緩和一覧表

R4.4.1

	建築基準法上の道路	建築基準法上の道路ではない道路	川・水路・水路敷・線路敷 (駅舎等がない場合)など※1	高架※5		都市計画決定された公園	
	(市道など)	(市道・農道・里道・河川管理道など)※1		道路	線路敷 (駅舎等がない場合)	街区公園	近隣公園・地区公園等の大規模公園
採光	○	1/2	1/2	○	1/2	1/2	1/2
延焼	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2
道路斜線		○	○	○	○	○	○
隣地斜線		1/2	1/2		1/2	×	1/2
北側斜線	○	1/2	1/2	○	1/2	×	×
日影規制※4	1/2※4	1/2※4	1/2※4	1/2※4	1/2※4	×	×
角地緩和※2	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3
隣地境界線からの距離(50cm)が緩和できる空地(床面積算定時)	○	○	○	○	○	○	○

○：全幅が緩和対象    1/2：全幅の半幅が緩和対象    ×：緩和対象としない

※1：里道及び水路等については、公図等によるものだけでなく、実態として空間があり、将来にわたって

空間（空地）として確保されるものに限る。

※2：角地については、倉敷市建築基準法施行細則第18条に規定。

※3：道路、水路等の現況幅員の合計が4m以上となるもの。

※4：当該空地の幅が10mを超える場合は、当該空地の反対側の境界線から敷地側に5mの位置。

※5：高架の下部に建築物がある場合又は建築物の計画がある場合を除く。

※取扱いの留意事項※

**上表の取扱いは原則であり、敷地の状況により異なる場合もある。**